

標 識

解体工事業に係る登録等に関する省令第8条（標識の掲示）

解体工事業者登録票		↑ 25cm 以上 ↓
商号、名称又は氏名		
法人である場合の 代表者の氏名		
登録番号		
登録年月日		
技術管理者の氏名		

← 35 c m以上 →

備考

技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあつては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

建設業法規則第25条

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建設業の許可票		↑ 25cm 以上 ↓
商号又は名称		
代表者の氏名		
主任技術者の氏名	専任の有無	
資格名	資格者証交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別		
許可を受けた建設業		
許可番号	国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号	
許可年月日		

← 35 c m以上 →

- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。
- 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 6 「国土交通大臣知事」については、不要のものを消すこと。